各 教 育 局 長 小・中学部を置く各道立特別支援学校長 各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 (各 市 町 村 立 義 務 教 育 諸 学 校 長) 各 教 科 用 図 書 採 択 地 区 協 議 会 長 長 各 教 科 書 センター (分館を含む)館長 国 立 大 学 法 人 北 海 道 教 育 大 学 長 (各 附 属 小・中・特 別 支 援 学 校 長 各 私 立 義 務 教 育 諸 学 校 長

北海道教育委員会教育長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 等の公布・施行について(通知)

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。 つきましては、本通知について、各所属職員及び所管する全ての義務教育諸学校、教職員に対し て周知徹底を図り、今後の教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いします。

> (学校教育局義務教育課義務教育グループ) (学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)



28文科初第432号 平成28年6月20日

各 都 道 府 県 教 会 音 李 定 各 指 郡 市 教 音 会 道 各 都 府 県 事 知 附属の義務教育諸学校を設置する各国立大学法人の長 学校設置会社の義務教育諸学校を所轄する構造改革特 別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 小 松 親次郎



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の 一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)

このたび、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年文部科学省令第 27 号)が本年 6 月 20 日に公布され、同日付けで施行されました。

今回の省令改正は、昨年度、多くの教科書発行者において、検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為が行われていたこと等を受けて行うものですが、その概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、今後の教科書採択の公正確保に万全を期すようお願いします。

なお、昨年9月に公布され、本年4月1日から施行されている教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成27年文部科学省令第31号)に関しても、教科書採択に当たっての留意事項を通知しますので、併せて御了知いただき、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、今回の省令改正の趣旨等について周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係 電話 03 (5253) 4111 内線 2576 第一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を 改正する省令

1. 改正の概要

教科書採択に関し、教科書発行者その他の教科書採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合に、同一の教科書を採択しなければならない期間の途中であっても、採択権者の判断により、採択している教科書とは異なる教科書を採択する、いわゆる採択替えを行うことができることとすること。

また、採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の教科書を採択していた期間を控除した期間とすることとすること。

2、留意事項

<教科書発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者>

- 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」について、無償 措置法律施行令第9条第2項に規定する「教科用図書の採択に直接の 利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えないこと。
- 具体的には、例えば、
 - ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等 内の親族
 - ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書 発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
 - ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者(事実上、著作・編集に 参加し、又は協力した者を含む。)
 - ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれ に準ずる者
 - ⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者 等が該当することとなるが、これ以外の者であっても、上記に掲げる 者と実質的に同視される者のほか、教科書の著作・編集、発行に直接 関係がない採択関係者(教育委員会関係者又は教員等の学校関係者そ の他教科書採択に関与する者をいう。以下同じ。)又はこれらの職に あった者等を含めて、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体 的に判断することが適当であること。
- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること。

<不公正な行為>

- 「不公正な行為」について、具体的には、採択関係者に対して、教 科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせ る形で金銭その他の利益の供与を行う行為のほか、例えば、
 - ・ 目的や態様を問わず、検定期間中において、採択関係者に対して 検定申請本の内容を開示等する行為
 - 採択期間中において、採択関係者に対して教科書見本を献本又は 貸与等する行為
 - ・ 文部科学省の行政指導及び一般社団法人教科書協会加盟社にあっては同協会が定める自主ルールに違反する過当な宣伝行為等等を想定しているが、これ以外の行為であっても、個々の事案ごとに具体的に判断することが適当であること。
- 採択替えに当たって、不公正な行為が教科書の採択結果に影響を及ぼしたことが要件となるものではないが、少なくとも不公正な行為が当該教科書の採択の公正性に疑念を生じさせるものであることが必要であり、例えば、他の採択地区においてあるいは当該教科書の種目以外の種目の教科書の採択に関し行われた不公正な行為又は採択関係者のうち当該教科書の採択に関与しなかった者に対する不公正な行為をもって、採択替えを行うことは基本的にはできないこと。
- 採択替えを行うことができるのは、不公正な行為があった事実が判明した後の直近の教科書採択においてであり、それより後の教科書採択において、当該不公正な行為をもって、採択替えを行うことはできないこと。

不公正な行為があった後の直近の教科書採択において当該不公正な行為があった事実が判明していなかった場合には、当該事実の判明後、 直近の教科書採択において採択替えを行うことが可能であること。

○ なお、本省令改正が適用されるのは、本省令改正の施行後に行われた教科書採択に関し、不公正な行為があったと認められる場合であること。

< 採択替えに当たっての適正な手続き>

- 教科書採択に関し、不公正な行為があった事実が判明した場合には、 当該行為を行った者に対する意見聴取や、当該行為の対象となった者 から事情を聴くなどして、詳細な事実関係の把握に努めること。
- その上で、採択替えに当たっては、当該教科書の種目のその他の教 科書について、綿密な調査研究を行うことが必要であること。

その際、前年度以前に行った教科書採択における教育委員会会議の審議や調査研究の結果を活用することも差し支えないが、当該審議や調査研究の結果のみをもって、新たに採択する教科書を決定する取扱いは適当ではないこと。

- 不公正な行為に教育委員会関係者又は学校関係者が関与ないしは荷担していた場合には、当該者に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。
- 採択替えを行おうとする場合には、都道府県教育委員会に事前に相談するなど密な連携を図るとともに、都道府県教育委員会においては

必要に応じて文部科学省に対して情報提供、相談等を行うこと。

- なお、併せて、「教科書採択における公正確保の徹底等について」 (平成 28 年 3 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)で依頼 したとおり、教科書発行者による教科書採択の公正性・透明性に疑念 を生じさせる不適切な行為が確認された場合には、速やかに文部科学 省に対して情報提供を行うこと。
- また、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、文部科学省ホームページにおいて順次公開することとしているので、教科書採択に当たっての参考とされたいこと。特に、教科書見本の献本又は貸与をはじめとして、そのような行為を教科書発行者に対して求めることのないよう採択関係者に対して改めて周知を行うこと。

(URL) http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/kyoukasho/1355981.htm

第二 教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1. 改正の概要

検定審査に不合格とされた翌年度に再申請を行い、検定審査に合格したことにより、新たに発行されることとなった教科書がある場合に、同一の教科書を採択しなければならない期間の途中であっても、採択権者の判断により、採択替えを行うことができることとすること。

また、採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の教科書を採択していた期間を控除した期間とすることとすること。

2. 留意事項

- 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教 科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行 うことはできないこと。該当する教科書の有無については、毎年度送付 する教科書目録を確認すること。
- 新たに発行されることとなった教科書がある場合であっても、採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。
- 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。
- 上記を含めて採択替えを行う場合には、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- 教科書見本の取扱い及び当該教科書見本の教科書展示会における取扱 いについては、新たに発行することとなった教科書がある場合に別途送 付する通知文書を参照すること。

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図 書の無償措置に関する法律施行令 (昭和三十九年政令第十四号) 第十五条第二

項及び第三項の規定に基づき、 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正

する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

文部科学大臣 馳 浩

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (昭和三十九年文部省令第二号) の一部を

次のように改正する。

第六条中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加え

る。

採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不

公正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図 書

を採択していた期間

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第六条第二号の

規定は、 施行の日以後に行われた教科用図書の採択に関し不公正な行為があったと認められる場合につい

て適用する。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (昭和三十九年文部省令第二号)

改

正

案

第六条 同 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する 教科用図書の採択の特例

合は、 期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場 定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応 ないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規 教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われ

採択していた期間 なつた場合を除く。) 程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことと 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合 発行が行われないこととなつた教科用図書を (教育課 じ当該各号に定める期間とする。

採択していた期間 に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を

Ξ 教科用図書を採択していた期間 る。)により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとな 請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限 による再申請 つた教科用図書がある場合 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十二条の規定 (同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申 当該再申請が行われた年度に採択された

四 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に

三

採択地区が設定又は変更された場合

採択地区の設定又は変更前に

(同 教科用図書の採択の特例

現

行

第六条 期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場 じ当該各号に定める期間とする。 定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応 合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われ ないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する 同条第三項の規

採択していた期間 程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことと なつた場合を除く。) 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合 発行が行われないこととなつた教科用図書を (教育課

(新設)

_| による再申請 る。) により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとな 請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限 教科用図書を採択していた期間 つた教科用図書がある場合 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十二条の規定 (同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申 当該再申請が行われた年度に採択された

地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択さ

一下町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された

一家)若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合 市

「特別区を含む。以下この号において同じ

「共択地区内において市(特別区を含む。以下同じ。)町村又は義務

「共大地区内において市(特別区を含む。以下同じ。)町村又は義務

れていた期間

○文部科学省令三十一号

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第百四十二条並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置

に関する法律施行令 (昭和三十九年政令第十四号)第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、 教科用図 書

検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ

うに定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣 下村 博文

教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正

する省令

(教科用図書検定規則の一部改正)

第一条 教科用図書検定規則 (平成元年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 教育課程の基準又は教科用図書検定基準 (以下この項において 「教育課程の基準等」という。) が変

更されたときは、 検定を経た図書の発行者 (当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であって、 当

該変更後においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。) は、 当該変更の内容そ

の他の事情を勘案して文部科学大臣が特に必要がないと認める場合を除き、文部科学大臣の定めるとこ

ろにより、 当該種目の図書について、 当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請を行うものと

する。

第五条第 項中 「前条第一項」 の下に「又は第三項」 を加え、 「別記様式第一号」を「文部科学大臣が

別に定める様式」に改める。

第八条第二項中 「別記様式第二号」を「文部科学大臣が別に定める様式」 に改める。

第九条第 項中 「別記様式第三号」を 「文部科学大臣が別に定める様式」 に改める。

第十条第 項中 「別記様式第四号」 を「文部科学大臣が別に定める様式」 に改める。

第十四条に次の一項を加える。

5 第三条の規定は、 第一項又は第二項の承認について準用する。

第十五条第一項中 「別記様式第五号」を「文部科学大臣が別に定める様式」 に改め、 同条第二項中 別

記様式第六号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

第十七条中 「別記様式第七号」 を 「文部科学大臣が別に定める様式」 に改める。

別記様式第一号から別記様式第七号までを削る。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 義務教育諸学校の教科用図 .書の無償措置に関する法律施行規則 (昭和三十九年文部省令第二号)

の

部を次のように改正する。

第六条各号を次のように改める。

採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合 (教育課程の基準の変更に伴い採択した

教科 |用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。) 発行が行われないこととなつた教科用

図書を採択していた期間

教科用図書検定規則 (平成元年文部省令第二十号) 第十二条の規定による再申請 (同条に規定する

検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、 当該通知を受けた年度の翌年度に行われたも

のに限る。)により文部科学大臣の検定を経て、 新たに発行されることとなつた教科用図書がある場

三 採択地 区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前 に当該地域において採択されてい

た教科用図書の採択されていた期間

兀 採択地区内において市 (特別区を含む。 以下同じ。)町村又は義務教育諸学校(公立の義務教育諸

学校を除く。 以下この号において同じ。)若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場

合 市町 村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は 6義務教 育 諸 学

校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用

図書の採択されていた期間

第九条中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に改める。

第十条中 「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、 「一千万円」を 「千万円」に改める。

第十一条第一項中 「第十五条第二号」を「第十六条第二号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

1

同項に規定する教育課程の基準等の変更があった場合について適用する。

第一条の規定による改正後の教科用図書検定規則第四条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に

○教科用図書検定規則 教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 (平成元年文部省令第二十号) (第一条関係) 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第五条 2 2 3| 第四条 第三条 教科用図書 定する検定審査料を添えて文部科学大臣に提出するものとする。 が別に定める様式による検定審査申請書に、申請図書及び第十三条に規 は 者 課程の基準等」という。 を行うものとする。 目の図書について、 ないと認める場合を除き、 においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。 大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。 (検定の申請) (検定の基準) 教育課程の基準又は教科用図書検定基準 (略) (当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であって、 (略) 第二章 第一章 当該変更の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣が特に必要が 前条第一項又は第三項の申請を行おうとする者は、文部科学大臣 (略) 総則 検定手続 (以 下 当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請 「図書」という。)の検定の基準は、文部科学 が変更されたときは、 文部科学大臣の定めるところにより 改 IE 案 (以下この項において 検定を経た図書の発行 当該変更後 「教育 第五条 第三条 教科用図書 2 第四条 2 (新設) 定審査申請書に、 文部科学大臣に提出するものとする。 大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。 (検定の申請) (検定の基準) (略) (略) 第二章 第一章 前条第一項の申請を行おうとする者は、 (略) 総則 検定手続 申請図書及び第十三条に規定する検定審査料を添えて (以 下 「図書」という。)の検定の基準は、文部科学 現 行 別記様式第一号による検

(不合格理由の事前通知及び反論の聴取)

第八条 (略)

2 以内に、文部科学大臣が別に定める様式による反論書を文部科学大臣に 前項の通知を受けた者は、 通知のあった日の翌日から起算して二十日

提出することができる。

3 • 4 (略)

(検定意見に対する意見の申立て)

第九条 起算して二十日以内に、文部科学大臣が別に定める様式による検定意見 に対する意見申立書を文部科学大臣に提出することができる。 第七条の検定意見通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から

2

(修正が行われた申請図書の審査

第十条 する。 間内に、申請図書について検定意見に従って修正した内容を、 大臣が別に定める様式による修正表提出届により、文部科学大臣に提出 第七条の検定意見通知を受けた者は、文部科学大臣が指示する期 文部科学

2 . 3 (略)

(検定済図書の訂正

第十四条 あることを発見したときは、 実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載が 要な訂正を行わなければならない。 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事 発行者は、 文部科学大臣の承認を受け、 必

2 検定を経た図書について、 前項に規定する記載を除くほか、学習を進

(不合格理由の事前通知及び反論の聴取)

第八条 (略)

2 以内に、 前項の通知を受けた者は、 別記様式第二号による反論書を文部科学大臣に提出することが 通知のあった日の翌日から起算して二十日

3 • (略)

できる。

第九条 第七条の検定意見通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から 起算して二十日以内に、 立書を文部科学大臣に提出することができる。 (検定意見に対する意見の申立て) 別記様式第三号による検定意見に対する意見申

(略)

2

(修正が行われた申請図書の審査)

第十条 間内に、申請図書について検定意見に従って修正した内容を、 第四号による修正表提出届により、文部科学大臣に提出する。 第七条の検定意見通知を受けた者は、文部科学大臣が指示する期 別記様式

2 . 3 (略

(検定済図書の訂正)

第十四条 検定を経た図書について、誤記、 あることを発見したときは、 実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載が 要な訂正を行わなければならない。 発行者は、 文部科学大臣の承認を受け、 誤植、 脱字若しくは誤った事

2 検定を経た図書について、 前項に規定する記載を除くほか、

学習を進

ができる。
ときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うこと統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見しためる上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは

3 · 4 (略)

5 第三条の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。

(検定済図書の訂正の手続)

学大臣に提出するものとする。
大臣が別に定める様式による訂正申請書に、訂正本一部を添えて文部科第十五条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする者は、文部科学

式による訂正届出書を文部科学大臣に提出するものとする。
2 前条第三項の届出をしようとする者は、文部科学大臣が別に定める様

3 (略)

第四章 雑則

(見本の提出)

に定める部数の見本を添えて文部科学大臣に提出するものとする。
文部科学大臣が別に定める様式による見本提出届に、文部科学大臣が別、文部科学大臣が定める期間内に、図書として完成した見本を作成し、第十七条 第七条又は第十条第二項の規定による検定の通知を受けた者は

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ができる。ときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うこと統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見しためる上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは

3 · 4 (略)

(新設)

、検定済図書の訂正の手続)

第五号による訂正申請書に、訂正本一部を添えて文部科学大臣に提出す第十五条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする者は、別記様式

出書を文部科学大臣に提出するものとする。
2 前条第三項の届出をしようとする者は、別記様式第六号による訂正届

3 (略)

第四章 雑則

(見本の提出)

見本を添えて文部科学大臣に提出するものとする。別記様式第七号による見本提出届に、文部科学大臣が別に定める部数の、文部科学大臣が定める期間内に、図書として完成した見本を作成し、第十七条 第七条又は第十条第二項の規定による検定の通知を受けた者は

別記様式第1号(第5条関係) (略)

別記様式第2号(第8条関係) (略)

別記様式第2号別紙

(秀

別記様式第3号(第9条関係) (略)

別記様式第3号別紙

(略)

(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 別記様式第7号(第17条関係) 別記様式第6号別紙 別記様式第6号(第15条関係) 別記樣式第5号別紙 別記樣式第4号別紙 別記様式第5号(第15条関係)

別記様式第4号(第10条関係) (器) (略)

(晃)

(略)

(器)

。以下同じ。) 町村並びに義務教育諸学 若しくは同項に規定する学三 採択地区内において市(特別区を含む 市町村又は義務教育諸学校	教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ四 採択地区内において市(特別区を含む。以下同じ。)町村又は義務
	主義支払をおいて おおでおて レブ専科氏図書のおおでおて レブ専門
二 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前	当亥也或こおいて采択されていた数斗用図書の采択されていた期間三年。採択地区が設定又は変更された場合、採択地区の設定又は変更前に
	教科用図書を採択していた期間
	つた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された
	る。)により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとな
	請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限
	による再申請(同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申
(新設)	二 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十二条の規定
行われないこととなつた場合を除く。)	採択していた期間
変更に伴い採択した教科用図書の発行がいた期間	なつた場合を除く。) 発行が行われないこととなつた教科用図書を
いこととなつた場合 (教育課程の基準の つた教科用図書を採択して	程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことと
採択した教科用図書の発行が行われな 発行が行われないこととな	採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合(教育課
じ当該各号に定める期間とする。	じ当該各号に定める期間とする。
定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応	定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応
ないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規	ないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規
合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われ	合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われ
期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場	期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場
第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する	第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する 第
(同一教科用図書の採択の特例)	(同一教科用図書の採択の特例)
現 行	改正案
A A PROPERTY OF THE PROPERTY O	

れていた期間 地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択さ 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された 町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該 。)若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合 市

(会社以外の者の資産の範囲)

第九条 令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省 地 令で定める資産の額は、現金、預金、 建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。 有価証券等の流動資産の額及び土

(会社以外の者の資産の額)

第十条 令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省 令で定める額は、千万円とする。

(編集担当者の基準)

第十一条 る者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に 行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。 令第十六条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当す

2

校(公立の義務教育諸学校を除く。以下 この号において同じ。)及び法第十三条 は義務教育諸学校若しくは 校の設置前に当該市町村又

第三項に規定する学校が設置された場合 同項に規定する学校が設置

いた期間

た教科用図書の採択されて 区内において採択されてい

された地域の属する採択地

(会社以外の者の資産の範囲

第九条 令第十五条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省 地、 令で定める資産の額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土 建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。

(会社以外の者の資産の額)

第十条 令第十五条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省 令で定める額は、一千万円とする。

(編集担当者の基準)

第十一条 今第十五条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当す る者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に 行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2

(参考)教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年文部科学省令第三十 務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第六条の改正について 一号)及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年文部科学省令第二十七号)による義

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十九年文部省令第二号)

	コ 采択した牧斗用図書の采択に関し発行者をの也の牧斗用図書の采択なつた場合を除く。) 発行が行われないこととなつた教科用図書を程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことと はつた場合 (教育課一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合 (教育課	(同一教科用図書の採択の特例) (同一教科用図書の採択の特例)	改 正 案
(新設)	(新役) (新役) (新役) (新役)	じ当該各号に定める期間とする。 (同一教科用図書の採択の特例)	現行

教科用図書を採択していた期間||つた教科用図書がある場合||当該再申請が行われた年度に採択された

五(採択地区内において市(特別区を含む。以下同じ。)町村又は義務(当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間(「採択地区が設定又は変更された場合(採択地区の設定又は変更前に)

れていた期間地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択さ市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該。)若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合。市教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ